

西目屋村行政改革大綱

令和 2 年度～令和 6 年度

令和 3 年 12 月策定

西目屋村

1. これまでの行政改革の取り組み

平成 16 年、西目屋村はいわゆる「平成の大合併」による市町村合併をせず、単独立村の道を選択しました。かけがえのない西目屋村を次世代へ責任をもって引き継ぐため、少子高齢化の進行、財政環境の変化等を見据え、「西目屋村行政改革大綱（平成 17 年度～平成 21 年度）」を策定し、11 の区分、28 の取組項目に基づき改革の推進を進めました。

2. 行政改革の必要性

本村の人口は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると一貫して人口減少が続き、2060 年には 363 人となる見込みとなっています。人口減少に加え、人口構造の変化は、民間利便施設の撤退を加速化させることで、いわゆる「買い物難民」の増加を招き、地域コミュニティの継続を困難なものとし、公共施設の維持管理経費や社会保障等の増加による行政負担の増加など、村政運営や村民の生活に与える影響は非常に大きなものとなることが考えられます。

そこで当村では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ、村の独自性と持続性を発揮できるよう、平成 27 年に「西目屋村人口ビジョン」を策定のうえ、2060 年の総人口を社人研推計に対しプラス約 426 人となる 789 人を目指すべく、「西目屋村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。折しも平成 28 年に津軽ダムが竣工したことで、ダム建設関連の流入人口及び地元経済への波及効果が消滅し、村内経済等に低迷の兆しが見受けられるなか、総合戦略に基づきエコタウン事業、子育て支援事業、企業誘致事業、観光強化学業を集中的に実施し、大きな成果を上げてきました。

村の財政事情は、西目屋村行政改革大綱（平成 17 年度～平成 21 年度）に基づいた行政改革により、計画期間総計で約 3 億円の効果額を生み出し、また同期間内の津軽ダム建設に係る公共補償費等を合わせて、平成 26 年度には財政調整基金残高が過去最高の約 23 億円あまりとなるなど、健全な財政構造に転換を遂げました。しかし、総合戦略に基づく集中的な事業の実施や庁舎移転事業等により、財源不足を補うための財政

調整基金の取崩しが続き、残高はピーク時の半分以下にまで減少し、起債発行額の増加による将来の公債費負担の増加も見込まれています。あわせて拡充した各種支援策に伴う扶助費、電算システムや指定管理料、事業により整備した施設の維持管理経費等の物件費が増加・高止まりし、経常収支比率の悪化による急激な財政の硬直化も進行しています。さらに公共施設の老朽化に伴う、集中的な改修・更新時期の到来が予想され、財政負担の軽減、平準化が求められるとともに、人口減少・人口構造など村内を取り巻く環境の変化による公共施設の利用機会の減少から、施設自体のあり方の検討も必要となっています。

3. 行政改革の3つの基本方針

西目屋村行政改革大綱（令和2年度～令和6年度）の推進にあたっては、以下の3つを基本方針とし、取組を進めていきます。

- 基本方針1 効率的な行財政運営
- 基本方針2 健全な行財政運営
- 基本方針3 開かれた行財政運営

4. 行政改革の推進期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

※なお、令和2年度は先行実施年とし、可能なものについては実施や検討を行っています。

5. 行政改革の進め方

行政改革大綱に基づく具体的な取組内容をまとめた実施計画を策定し、PDCAサイクルのもと必要に応じて見直し、修正を加えながら検証を行い、行政改革を進めます。この実施計画の進行管理は「西目屋村行政改革推進本部」で行い、進捗状況や成果については、外部組織である「西目屋村行政改革推進委員会」に報告、意見を求めるとともに、村ホームページを活用し村民に公表します。

6. 重点項目

行政改革の推進にあたっては、以下の項目を重点項目とします。

- (1) 事務の効率化
- (2) 事務事業の見直し
- (3) 維持管理費等の削減
- (4) 民間活力の活用
- (5) 受益者負担の適正化
- (6) 自主財源の確保・歳出抑制
- (7) 公共施設等の資産の利活用
- (8) 第3セクターの改革
- (9) ICTの活用
- (10) 広域行政の推進
- (11) 情報発信体制の充実
- (12) 入札制度の改革

7. 具体的な取組内容

(1) 事務の効率化

行政手続きの簡素化および村民、事業者等の利便性の向上を目的として、国の方針に基づき押印の見直し、検討を行います。また透明性、公平性を確保しつつ、契約事務のマニュアル化、効率化、決裁事務の効率化を進めます。

(2) 事務事業の見直し

新たな行政課題や社会経済環境の著しい変化、人口構造の変化に対応し、最少の経費で最大の効果を挙げるべく、必要性や費用対効果を十分検討し、限られた人員、予算を有効に活用できるよう事務事業の見直しを行います。

(3) 維持管理費等の削減

施設の維持管理、消耗品や光熱水費等の日常的な経費について見直しを行い、徹底的に無駄を省き、節減合理化を進めます。

(4) 民間活力の活用

行政の直接的な関わりを見直し、民間事業者が保有する技術・知識等を活かし、住民サービス提供の効率性、迅速性の向上、専門的な知識やノウハウの発揮、経済性の向上を推進します。

(5) 受益者負担の適正化

将来にわたって安定したサービスを提供するため、村が提供するサービスの質・量とそれに要するさまざまなコスト、適正な負担の程度を明確化し、受益者と非受益者のバランスを考慮したうえで、合理的な受益者負担を求めています。

(6) 自主財源の確保・歳出抑制

人口減少による村税の減収や、高齢化による社会保障関連経費の増加が見込まれるなど、本村の財政は厳しい状況に進むことから、歳入歳出の不均衡を是正し、基金の取崩に依存せず安定的に持続する財政運営を目指します。

(7) 公共施設等の資産の利活用

公共施設等総合管理計画および個別施設計画に基づき、長期的な視点で公共施設等の統廃合や譲渡、売却、長寿命化、更新、改修等を実施します。

(8) 第3セクターの改革

村100%出資の第3セクター「(一財)ブナの里白神公社」の経営健全化を目的とし、温泉利用料金の改定も視野に、管理施設や事業の見直しを行い、適正な指定管理料の支出を行います。

(9) ICT の活用

情報通信技術（ICT）を積極的に活用し、自治体でも利用が加速しているクラウド化を進め、経費の削減およびサービスの向上を図ります。またマイナンバー制度のさらなる展開を見据え、マイナンバーカードの普及促進を推進します。

(10) 広域行政の推進

経済社会生活圏の広域化及び緊密化に伴う近隣自治体との連携調整を進め、広域行政による行財政運営を実践します。

(11) 情報発信体制の充実

村民への多角的な村政情報及び村議会の運営状況についての発信を強化し、村民がむらづくりへ参加する意識を高めます。

(12) 入札制度の改革

国の書面規制、押印、対面規制の見直しの方針を踏まえ、公平性、透明性を確保した入札制度の改革に取り組みます。